

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援 基本計画

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

1 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく基本計画であり、本市における施策の基本方向と実施内容について定めたものです。

この計画は、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」に含めるかたちで策定しています。

2 計画期間

計画期間は、「第3次新潟市男女共同参画行動計画」と同様に平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

計画期間中にDV防止法の改正等により基本的な事項の見直しや新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

3 DVの現状

■DV相談件数

【新潟市】

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 配偶者暴力相談支援センター | — | — | 663 | 920 | 734 |
| 区役所 | 323 | 368 | 341 | 1,544 | 3,309 |
| 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」 | 231 | 221 | 269 | 301 | 250 |
| 計 | 554 | 589 | 1,273 | 2,765 | 4,293 |

※「区役所」は、女性相談員の相談件数

[新潟市男女共同参画課調べ]

【新潟県】

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 女性福祉相談所 | 503 | 546 | 496 | 407 | 300 |
| 警察 | 576 | 741 | 777 | 888 | 955 |

[新潟県児童家庭課・新潟県警察本部調べ]

※新潟県女性福祉相談所：新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関

※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数

■DVによる一時保護件数(新潟県)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 女性福祉相談所 | 24 | 43 | 31 | 26 | 26 |

[新潟県児童家庭課調べ]

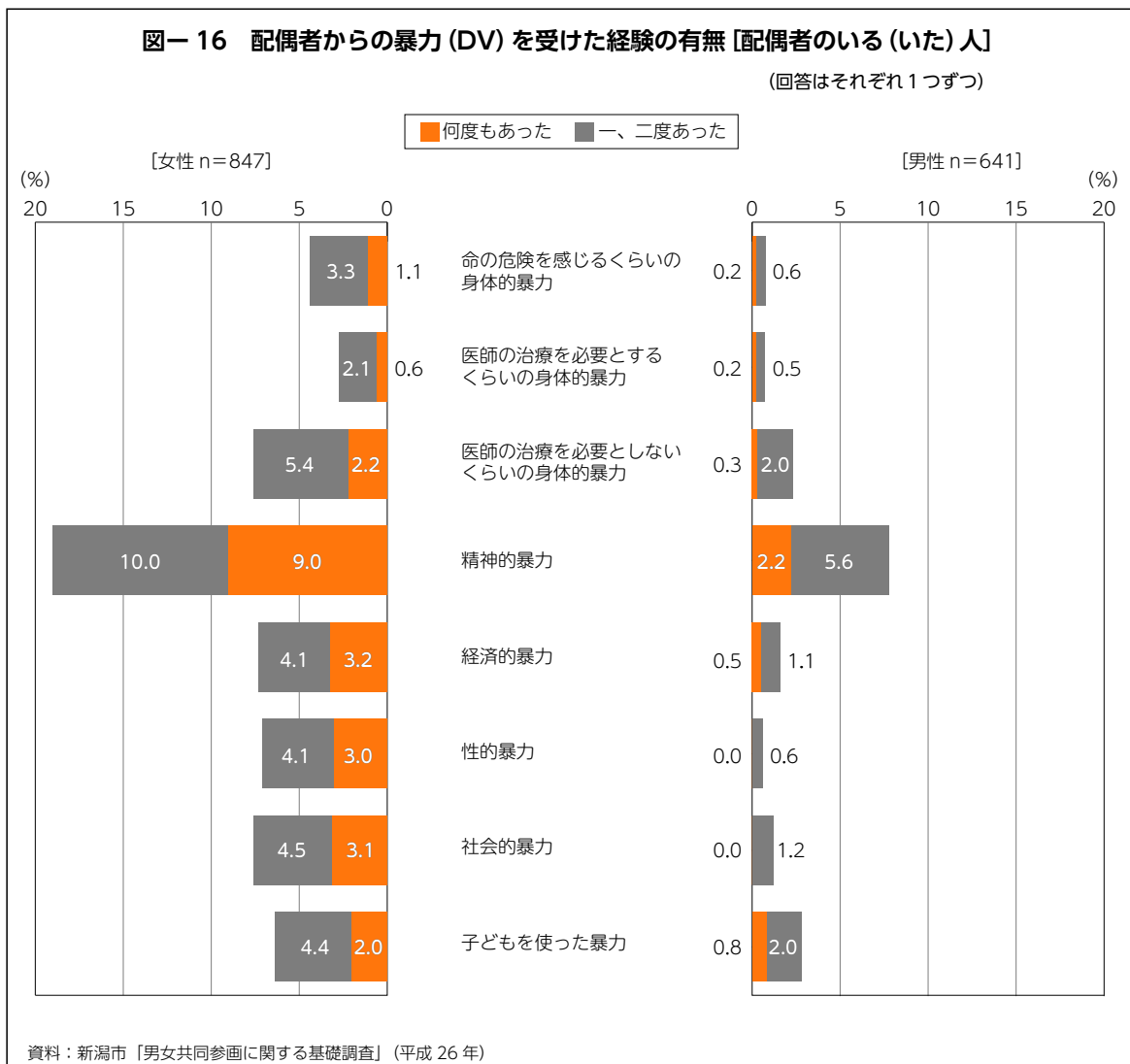
■保護命令発令件数(新潟県)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 新潟地方裁判所 | 48 | 47 | 39 | 34 | 36 |

[最高裁判所調べ]

■DV被害の経験(新潟市)

「基礎調査」において、配偶者等から下図のような暴力を一度でも受けたことがある人は20.6%で、女性では26.3%、男性では11.5%となっています。



※精神的暴力…おどす、無視する、人格を否定する、交友関係や行動を監視するなど
 経済的暴力…生活費を渡さない、働くことを妨害するなど
 性的暴力…性行為や中絶を強要する、ポルノ雑誌を無理に見せる、避妊に協力しないなど
 社会的暴力…外出や行動を制限する、(携帯)電話・メールを細かく監視するなど
 子どもを使った暴力…人格をおとしめるような言葉を子どもに聞かせるなど

4

計画の基本的な方向性

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

「基礎調査」では、配偶者などから何らかの暴力を受けた経験のある人は、女性では26.3%、男性では11.5%となっています。また、相談窓口でのDVに関する相談件数は増加の傾向にあります。

本市では、DVに関する相談窓口の明確化、DV被害者の相談から保護・自立までの切れ目ない総合的な支援の実施、DV防止及び被害者支援体制の整備を目的に、平成24年7月に新潟市配偶者暴力相談支援センター（以下 配偶者暴力相談支援センター）を開設しました。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する理解を広めるとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関や民間支援団体との連携を強化し、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

この計画では、次の4項目を施策の方向として取組を進めます。

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力など。

なお、DV防止法では、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び元配偶者を含む。以下「配偶者」という。)からの身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」としています。

また、平成25年の法改正により「生活の本拠を共にする交際相手(元生活の本拠を共にする交際相手を含む。以下「生活の本拠を共にする交際相手」という。)」からの暴力等についても、法が準用されることになりました。

デートDV

配偶者、生活の本拠を共にする交際相手以外の交際相手からの暴力

※本計画では「DV防止法」に規定する配偶者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びDV防止法の対象となっていないデートDVも含めるものとします。

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法では、「市町村は当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする」と規定されています。支援センターの機能としては、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全確保及び一時保護、④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助などがあります。

5 施策の内容

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

【現状と課題】

DVを防止するためには、DVについての理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。本市では、広報紙や講座などにより市民への広報・啓発を行っていますが、DVについての理解を一層深めるため、DVの実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

近年は、配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力いわゆる「デートDV」も問題となっています。本市では、学校や民間支援団体と連携して、高校生や大学生などを対象としたデートDV防止セミナーを実施していますが、若年層へのDV防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、一層充実していく必要があります。

また、DV防止のためには、加害者の更生に関する施策も課題となっています。現在、国においては加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努めるとされていることから、今後、国などにおける加害者更生プログラムの調査研究の状況について情報収集と情報提供を行っていくことが必要です。

DVについては、早期の対応が深刻な状況に陥ることを防ぐことになるため、被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるようにすることが重要です。「基礎調査」では、DV被害の経験があると回答した人のうち、DVについてどこにも相談しなかったという人は40.1%となっており、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った、または自分の愛情で相手を変えられると思ったから」(35.0%)、「自分にも悪いところがあったから」(31.7%)などが高い割合となっています。前回21年に実施した調査と比較すると、どこにも相談しなかった人の割合は、46.6%から6.5ポイント減少しましたが、まだ被害者の中には、DVを受けているとの認識がなかったり、あったとしてもどこにも相談せずに抱え込んでいる状況もあると思われます。

また、市民がDVを身近で見聞きした経験については、「身近に被害を受けた人がいる」(13.0%)、「身近な人から相談されたことがある」(5.6%)となっています。一方、DVに関する相談窓口については、「知らない」とした人は、前回調査では56.8%だったところ、今回調査では52.2%と減少したものの、依然半数以上でした。

本市では、相談窓口について、配偶者暴力相談支援センターのリーフレットとカードを作成し、さまざまな施設等に配置し、また関係者に情報提供して、周知を図っていますが、被害者

が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法を検討していく必要があります。

【具体的取組】

① DV防止の意識啓発の推進

- DVが人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報活動を充実します。(男女共同参画課)
- DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。(男女共同参画課)
- 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、デートDV防止セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)
- 加害者更生に関する国等の調査研究の状況について、情報収集と情報提供を行います。(男女共同参画課)

② DV相談窓口の周知

- 配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知していきます。(男女共同参画課)
- 外国人や障がいのある人など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課)
- 被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。(男女共同参画課)

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、配偶者暴力相談支援センターを中心に区役所の女性相談員及び女性相談担当課、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等においてDV相談を実施しています。DVに関する相談は、件数が増加傾向にあるだけでなく相談内容も多様化、複雑化しています。DV被害者が安全に安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や障がいのある被害者への配慮など体制を強化していく必要があります。

相談は被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、適切な支援につないでいくことが求められます。相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報保護、安全と安心の確保、DVは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。また、被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、さまざまな相談窓口を利用します。窓口

の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、業務を行う職員はDVについて十分理解することが必要です。本市では、情報交換や研修を行っています。今後も継続して実施することが必要です。

また、医療機関や保健・福祉機関など日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員が被害者を早期に相談窓口につなぐことができるよう、DV防止や通報について周知するとともに、相談関係機関等によるケース検討会議の実施などにより連携を強化し、相談・支援の充実を図ることが必要です。

【具体的取組】

1 安全に安心して相談できる体制づくり

- 被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、新潟県女性福祉相談所および警察との連携を強化します。(男女共同参画課)
- 外国人や障がい者、性的マイノリティなどさまざまな被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

2 相談従事者の研修の充実

- 相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。(男女共同参画課)
- 相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、「DV相談窓口調整会議」等を行い、関係職員の研修を実施します。(男女共同参画課)

3 相談窓口等の連携強化

- 被害者を早期に発見し、適切な相談や支援につなぐため、医療機関や保健・福祉機関等との連携・協力体制の充実を図ります。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)
- ケース検討会議の実施などにより相談関係機関等の相互の連携強化を図ります。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

【現状と課題】

DV加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察と連携して新潟県女性福祉相談所などの一時保護所へつないでいます。更に、被害者が一時保護されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供するなど、安全確保に向けた体制づくりを行っています。また、区役所の女性相談員や関係課とともに被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援

まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決に繋げるために相談対応マニュアルを活用し、相談者に寄り添いながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要です。本市の場合、市域が広域であり関係機関が同一建物内に集まっていないことから、被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう、必要に応じて相談員が窓口に行き支援を行っています。今後さらに被害者の精神的負担の軽減や安全確保に努めなければなりません。

被害者は、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。

また、被害者の子どもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、子ども自身が暴力を受ける可能性があるばかりでなく、児童虐待防止法では心理的虐待にあたるとしていることから、子どもへの深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状態に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

【具体的取組】

① 安全に配慮した保護体制の充実

- 新潟県女性福祉相談所や警察と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。(男女共同参画課)

② 総合的な相談支援体制の充実

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進めます。(男女共同参画課、関係課)
 - ・被害者の相談・支援にあたる配偶者暴力相談支援センター及び各相談窓口の機能を充実するとともに、相談・支援部署の連携を図り、切れ目のない被害者支援を行います。
- 配偶者暴力相談支援センター相談員・女性相談員向けマニュアルを活用し、円滑な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。(男女共同参画課、関係課)
- 被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。(男女共同参画課、関係課)

3 自立支援策の充実

- 被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(男女共同参画課、市民生活課、福祉総務課、こども未来課、保険年金課、区役所区民生活課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)
 - ・生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度などの活用
 - ・健康保険、医療費助成、年金、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援
 - ・ひとり親家庭日常生活支援事業、母子・父子自立支援員による相談等の支援
 - ・住民基本台帳の閲覧等の制限等についての情報提供と適切な実施
 - ・多重債務相談を通じた生活支援
 - ・保護命令制度、法律相談等に関する情報提供と手続き支援
- 市営住宅等への入居支援を行うとともに、住宅確保に向けた支援を行います。(男女共同参画課、こども未来課、住環境政策課、区役所健康福祉課)
 - ・母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は入所による支援を実施
 - ・市営住宅の母子世帯向け住宅についての入居に関する情報提供
 - ・市営住宅の入居抽選時における優遇
- 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。(こども未来課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
 - ・ハローワーク等の就業支援情報の提供
 - ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・自立支援給付金事業
- 被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関と連携し支援を行います。(こころの健康センター、男女共同参画課)
 - ・こころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等との連携による支援
- 被害者の同伴児童など、DV被害の環境下にある子どもについては、児童相談所など専門の関係機関や学校・幼稚園・保育園などと連携し、安全確保やこころのケア、学習支援、親子心理的支援事業などを行います。(児童相談所、保育課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課)
 - ・転校等にあたっての配慮、居住地情報の保護
 - ・スクールカウンセラー等によるこころのケア
 - ・被害者親子を対象とした心理的支援事業の実施
- 外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関や支援団体と連携して支援を行うとともに、状況に応じて通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。(国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課)

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

【現状と課題】

DV対策については、幅広い分野にわたる関係機関等が、情報交換や具体的なケースに関する協議を行うなど、さまざまなかたちで効果的に連携する必要があります。

DVと関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待についても日常業務において関係機関との緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の「DV相談窓口調整会議」や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、事業の一部は委託するなど、協働してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

【具体的取組】

① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携

- DVのある家庭環境で生活する子どもや高齢者、障がい者への支援について、児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

② 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

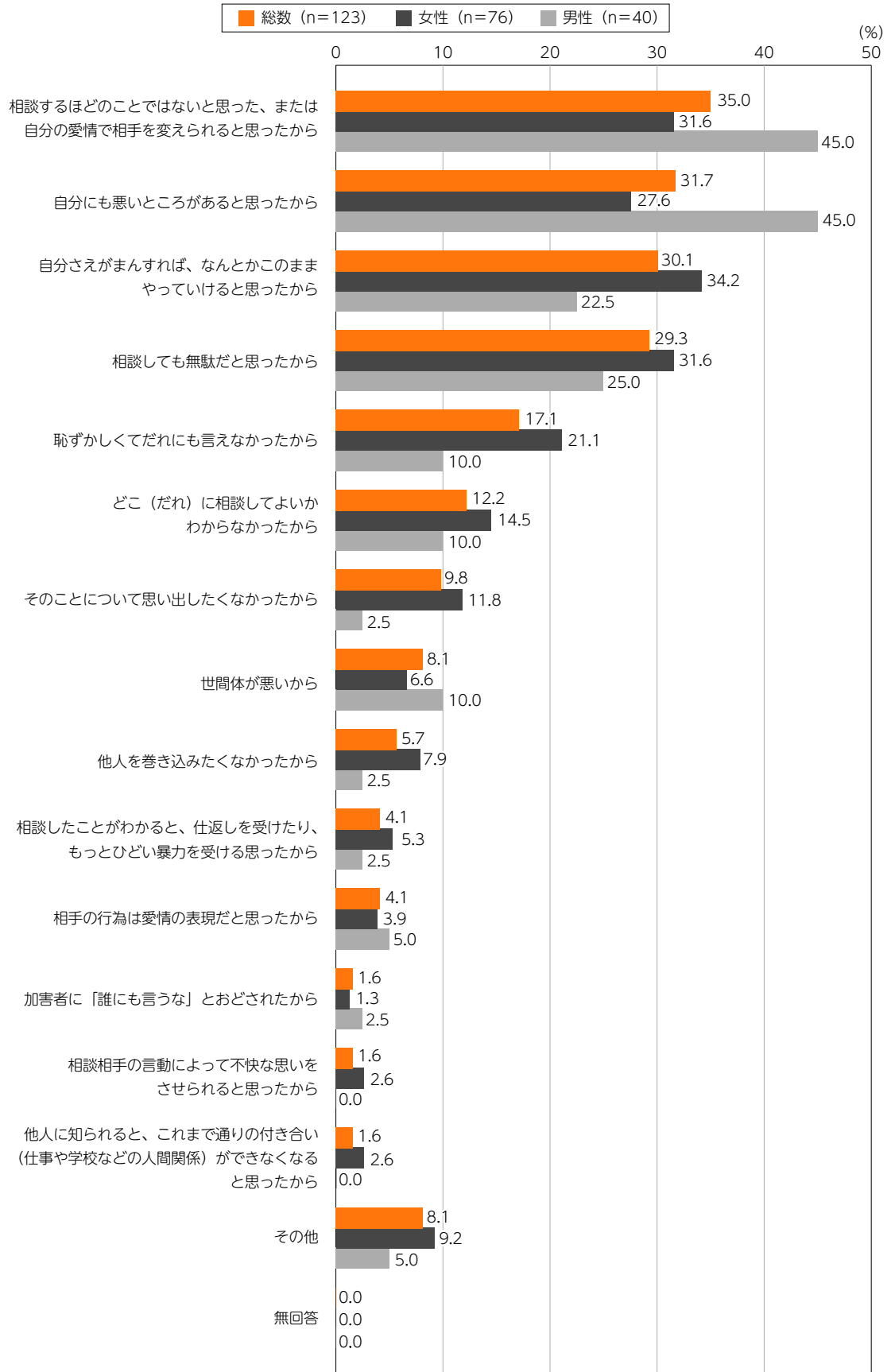
- 本市の「DV相談窓口調整会議」や新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」「実務担当者会議」等を通じて関係機関や団体との連携を図ります。(男女共同参画課)
- 民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。(男女共同参画課)

図-17 配偶者からの暴力(DV)に関する相談先 (複数回答)



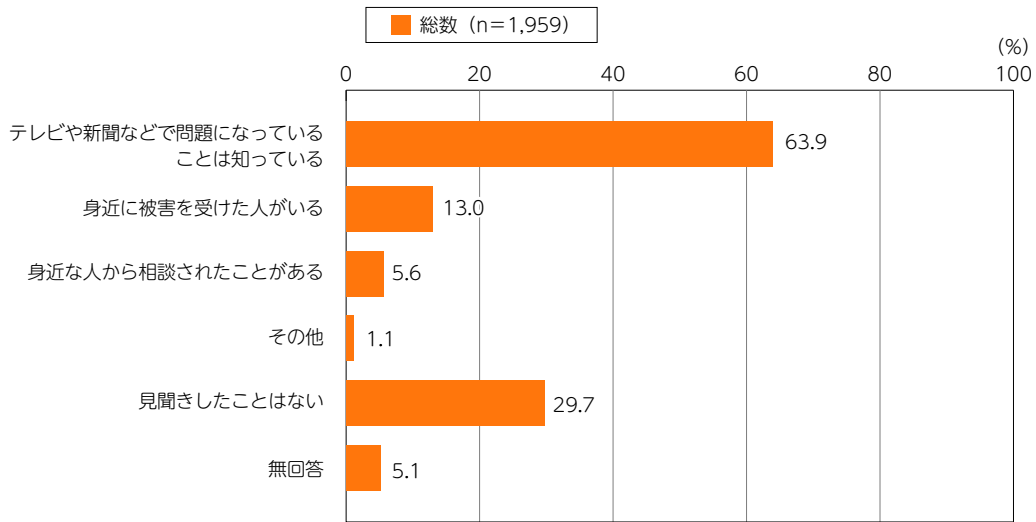
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図一 18 配偶者からの暴力(DV)に関する相談をしなかった理由 (複数回答)



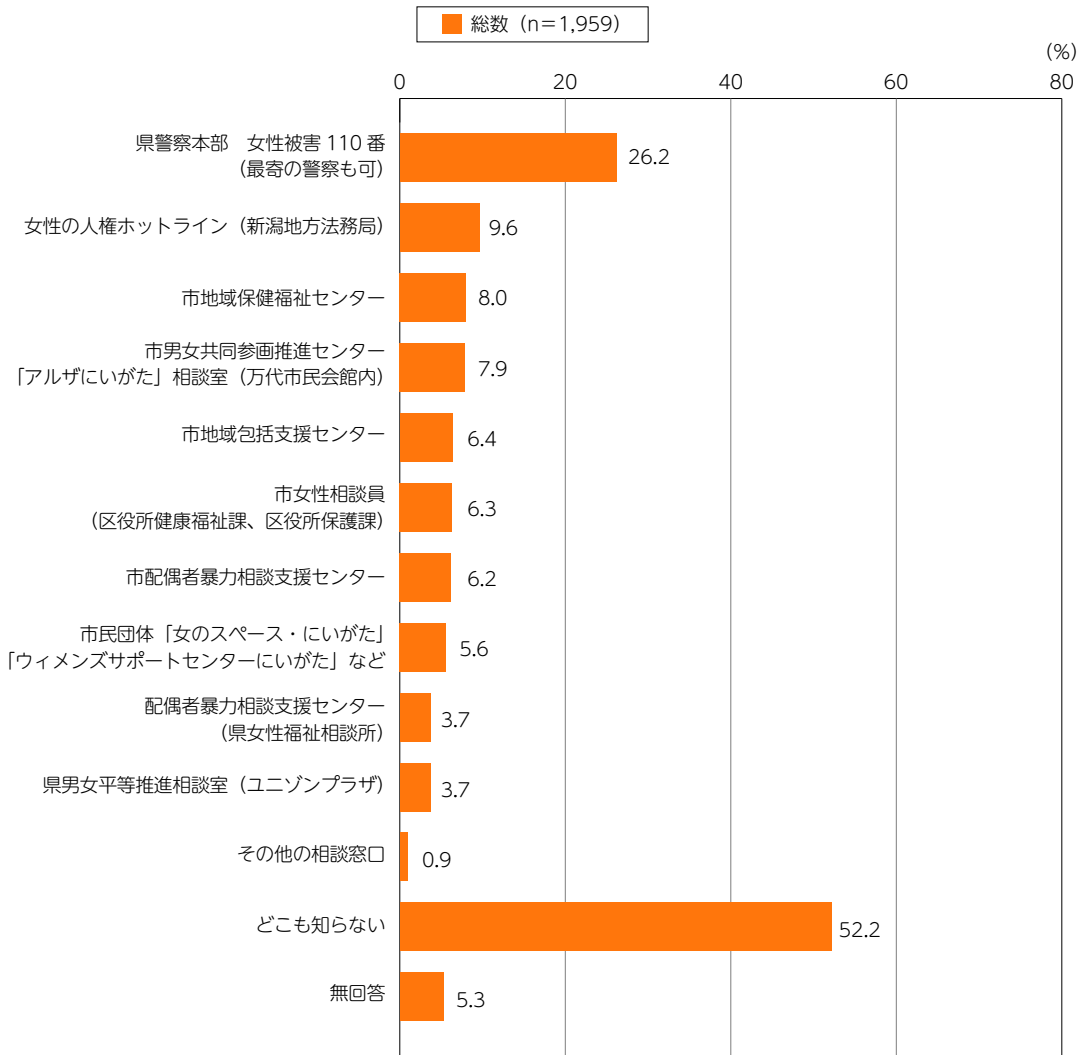
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-19 DVを身近で見聞きした経験 (複数回答)



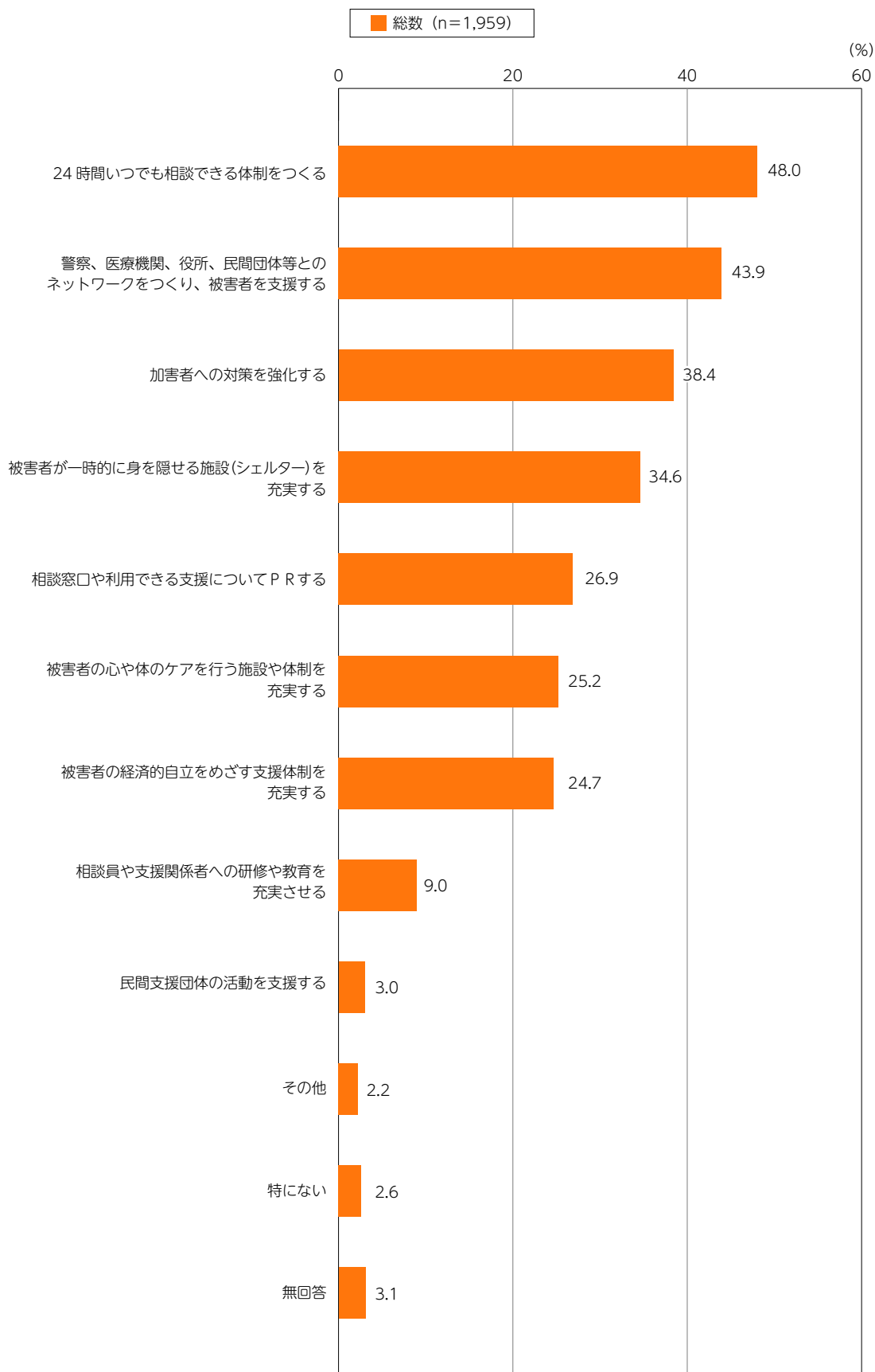
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-20 DVに関する相談窓口の認知度 (複数回答)



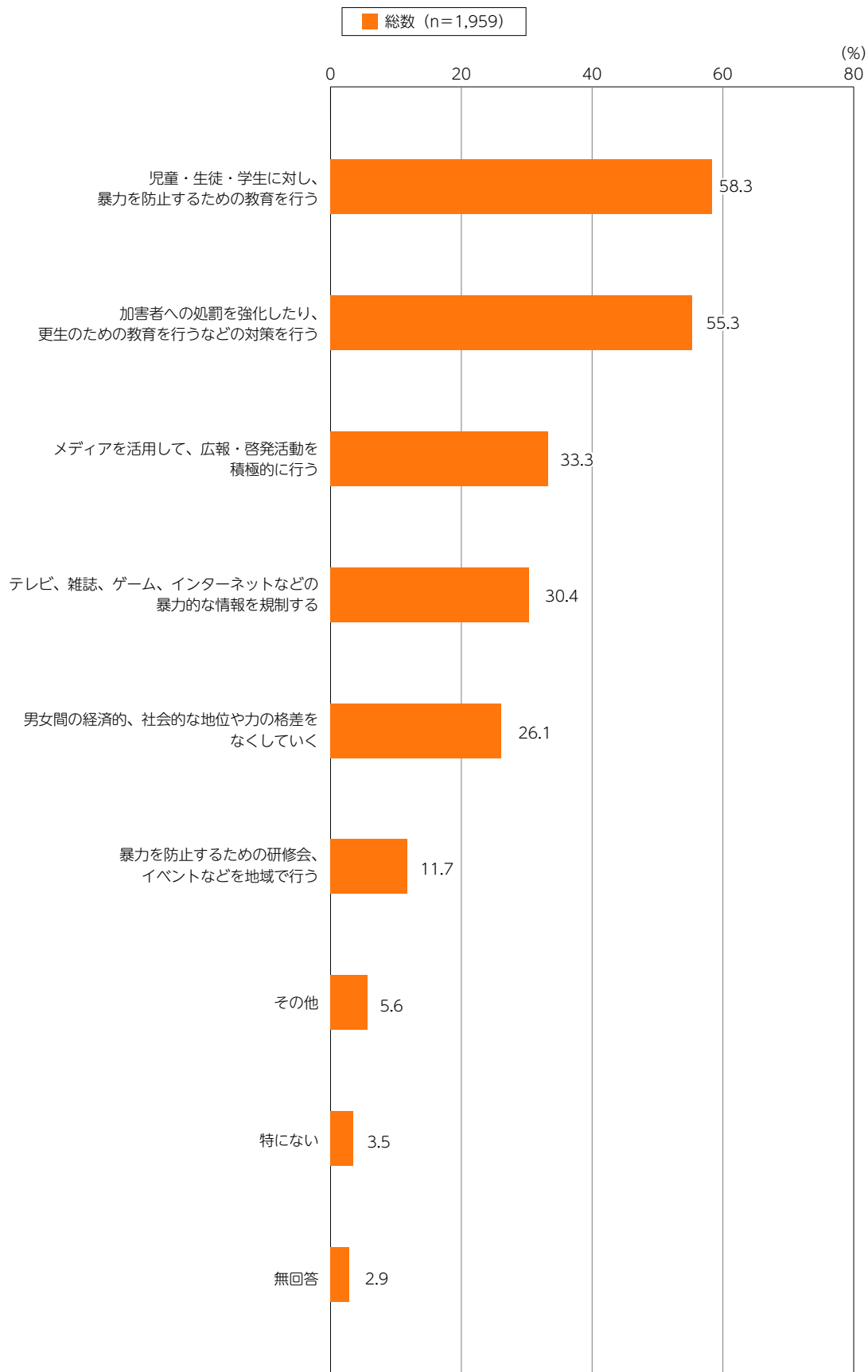
資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-21 DV 被害者支援のために必要なこと (回答は3つまで)



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成 26 年)

図-22 DV防止のために必要なこと (回答は3つまで)



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成26年)

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・
被害者支援基本計画